

2009年12月28日

鹿児島県知事
伊藤 祐一郎 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英
日本共産党県議団
代表 まつざき真琴

米軍機の低空飛行問題に関する米国公使の発言に関する申し入れ

12月15日付地元紙の報道によると、12月14日に福岡市で行われた防衛セミナー（防衛省九州防衛局主催）で、在日米国大使館ズムワルト首席公使が、鹿児島県内で目撃されている米軍機低空飛行について、同紙記者の質問に答えて、日本の外務省から米軍の低空飛行が鹿児島県民に不安を与えているとの相談を受け、在日米軍側に直接事情を聞いたことによるものとして、「沖縄県民の負担軽減のために進められている米軍訓練の本土移転の一つ」と述べたとされています。

わが党は、この米軍機の低空飛行問題について、目撃写真をもとにその高度を測定し、測定結果の情報を貴職に提供し、外務省への事実確認や抗議を要請してきました。また、党独自にも、外務省に対して米軍への訓練中止を求める要請を行ってきましたが、それらのことが、低空飛行訓練を認める今回の発言を引き出したと言えます。

今回の首席公使の発言には、大きな問題点があります。一つは、鹿児島県での低空飛行が、沖縄の負担軽減という口実で行われている点であり、二つには、「人口密度の高い地域や学校、病院の上空を飛行しないように努力していく」という点であります。

一点目について、本県で低空飛行しているMC130は、特殊作戦機ではありますが、そもそも沖縄に駐留している米軍は、日本の防衛とは無縁の他国への侵略の軍隊であり、負担軽減をいうのであれば、訓練のたらい回しでなく、自国へ帰るべきものであります。

二点目については、薩摩半島での実際の飛行地域は、南さつま市や日置市の市街地の上空であり、屋久島空港は、民間空港であり、明らかに日米合意違反であります。

つきましては、貴職におかれましては、県民の安心・安全な生活を守るために、下記の項目について、早急に対処されますよう要望するものであります。

記

1. 県内での低空飛行訓練を認めた米軍に対して、訓練中止を強く要請すること。
2. 米軍と外務省に対して、県内での市街地上空と民間空港での低空飛行の実態が、日米合意違反であることを再度強く抗議すること。
3. 不安を感じている県民に対して、米軍機の低空飛行の実態とこの間の県としての対応、外務省や米軍側の対応について、明らかにすること。

以 上